

### 3. 扶養能力調査について

- ①義務教育を終えた子どもが高校に行き、アルバイトで稼いだお金を取り上げること（その分給付額を減額すること）には抵抗がある。もちろん、アルバイト代をすべて自分の小遣いに使ってしまうことにも問題を感じるが。
- ②子どもから親への養育義務を課さないかわりに、死後、親の住んでいた居宅を遺産として残さずに国有財産とするという方法も考えられる。
- ③離婚した男性に対して直接養育費を課すかわりに、税金から養育費を支払うという形態は、パーソナルな関係を断ち切りたいという女性の願いに沿う一面がある。

### 4. 居住について

受給者が公営住宅を利用できるケースはさほど多くない。多くは民間のアパートを借り、それに対して住宅扶助をなす（一定上限まで）。だが、母子世帯が民間住宅を借りようとしても、保証人がいないという理由で断わられるケースが多い。（それに対して、例えば公的機関が保証人になるという制度が考えられるが）、「私的契約をする」という個人の（市民としての）責任を肩代わりにしてしまってよいのかという問題が残る。

### 5. 労働意欲との関係で

ひとたび生活保護を受けた人が再度、就職して自活していくためには、受給資格（保護開始の条件）、あるいは、至急方法を見直す必要があるのではないか。例えば、開始時にある程度の資産の保有・貯蓄を認めること（捕捉性の原理の緩和）、また、受給中に例えば就職や進学を目指した目的別の貯蓄（学資貯金、就職支度金）を認めることなど。あるいは、一度、受給資格を得たら基本的には支給が打ち切られない（支給の停止側に挙証責任をもたせる）という現行の仕組みを、一定期間を過ぎて尚も支給を継続するためには、本人の資格充足の有無を確認する（支給の継続に挙証責任をもたせる）という制度に変更したらどうか。つまり、支給開始時に、一定の有効期限を設けて、期限を迎える時点で、本人の受給資格を見直し、給付を更新するか否かを検討する仕組みが望まれる。

### 6. その他

近年、精神障害あるいは、精神障害と健常との間に位置する問題（例えば対人コミュニケーションの困難その他「人格障害」とも呼ばれているもの）を抱える受給者が増えてきた。はたして、このような人々に適切な扶助とはいかなるものだろうか。所得保障を越えて、あるいは家計の管理の指導などを越えた支援が必要になってきているように思う。だが、それははたして誰が行うべきものだろうか。生活保護ワーカーが単独ですべてのケースに対処するのではなく、障害その他多くの福祉ワーカーとの役割の協同・連繋を進める必要があるのではないか。

### 生活保護行政職員インタビュー

後藤 改めて自己紹介させていただきます。このプロジェクトは国立社会保障・人口問題研究所というところで、厚生労働科学研究というものがあって、そしてここの中のメンバー3人プラス外部の先生3人プラス研究協力者という形で、プロジェクトを3年間計画で進めています。今年が2年目に当たって、2年目のそろそろ終わり頃、そういう大事な総括の時期にお話を聞くことになったということです。

タイトルが「公的扶助のあり方に関する実証的・理論的研究調査」、きょうお配りしました資料にも書いてありますけれども、生活保護がもちろん核となるのですけれども、各国でいろいろな呼び方がありますので、一応広く「公的扶助」、パブリック・アシスタンスという概念を使って、そのあり方に関して実態がどうなっているかという調査及び理論的にどんなふうにあり方を構想されるかという研究をしています。

私自身は、きょうお配りしました、この最後のほうに「福祉と開発の経済学への多大な貢献」というふうなタイトルがつけられています、これは「経済セミナー」という雑誌の一一番新しいもの、10日に出たばかりで、ちょうど名刺代わりによいかなと思って、きょう持ってきてました。私自身は経済哲学という分野で、ジョン・ロールズの政治理論とか、アマルティア・センの福祉理論とか、そういったものの理論研究を主としてやってきました。その関係もあって、私自身は政策に関しては何の能力もないし、残念ながらあまり関心も湧かなくて、ですから一応厚生労働省の本体、この研究所の本体とはインディペンデントの歩みを保たせていただいて、私たち研究を主として行う。それがいつの日か、長期的に見て政策に何かしら貢献できれば、その願いは変わりませんけれども、直接政策に関してコミットメントするということではなく、間接的なところで研究をしているということになります。

ただ、幸い厚生労働省のほうからはいろいろ関心を持っていただいて、向こうで行っている低所得者・生活保護者実態調査などに加えていただいて、一緒に勉強する機会などもあるのですが、私たち自身は一応インディペンデントのところで長期的にといいます。

ですから、きょうお話しやすく目的も、このプロジェクトに関して、この研究を目的としてお話を聞くということですので、例えば最終的な報告書のまとめ方であるとか、分析のしかたであるとかいうときには、なるべくポリティカル、政策的な波及効果がないように、そこは十分配慮させていただきたいと思います。ただし、皆さんのはうで「もうちょっと直接的に、厚生労働省の生活保護課に対して何か伝えてほしい」というようなことがありましたら、それはどうぞご遠慮なく。それはまたお話の中で、だんだん伺っていこうと思います。

少し遅れていらっしゃいましたけれども、今いらっしゃった方はこのメンバー以外の、外部の、研究と一緒にやっている方です。

八田 東京大学の空間情報科学研究センターの八田と申します。よろしくお願ひします。

後藤 それでは、他のメンバーの紹介をさせていただきます。

勝又 私は先ほど自己紹介いたしましたけれども、勝又と申します。後藤と阿部と一緒にやっております。専門は社会保障費用の、むしろ統計のほうになりまして、生活保護の動向とかそういうもの、お金の話とか、それから様々な統計に関心がございますけれども、この研究会では来年度を中心にして、障害者の生活、そういう1つには生活能力とか、いろいろな状況になっているような生活保護者に対しての関心を持っておりまして、しております。よろしくお願ひいたします。

阿部 同じく国立社会保障・人口問題研究所の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。専門と言いますが、特に興味を持って研究している内容と言いますのは、やはり公的扶助全般ということと、特に各論的には社会的排除という観点からホームレスの問題ですか、また無年金者ですか、年金の額といわゆる社会保障のほかの分野と生活保護の関わり合いのところがどういうふうになってくるかということを研究しています。よろしくお願ひいたします。

後藤 所内の研究者は3人とも女性なので、できるだけ男性の意見も取り入れたいということで、八田先生と、それから今いらっしゃった、たぶんご存じだと思いますけれども、菊池先生です。

菊池 すいません、遅れまして。ちょっと月末から入院するもので、術前の検査に行っておりました。申し訳ありません。きょうはご無理をお願いいたします、ありがとうございます。先日はいろいろありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

東 先日修了したんですけども、この間まで日本社会福祉大学院の前期博士課程におりました、東と申します。よろしくお願ひします。

後藤 こちらは以上のメンバーです。それではよろしくお願ひいたします。

S氏 はい。本日はお忙しい中、ありがとうございます。菊池先生には先日、ありがとうございます

ざいました。うちの職員なんですが、こちらがG主幹になります。

G氏 生活保護班の班長をしております、Gです。よろしくお願ひいたします。

S氏 N副主幹です。

N氏 Nです。よろしくお願ひいたします。

S氏 W主査です。

W どうも、Wです。よろしくお願ひいたします。

S氏 そしてSです。よろしくお願ひいたします。きょうは本当にご指導のほど、よろしくお願ひいたします。

後藤 ということで早速、ケーキも来ましたし。たまたま研究所は今研究会がラッシュで、混んでいまして、私たちは会議室を取り損ねてしまったのです。それでここになりました。それだけの理由ですから、どうぞ。

それでは、先ほどちょっとGさんのほうから質問があつて答えたのですが、今年の7月に東北のある県でお話を聞く機会がありました。そのときに、本当に目から鱗のいろいろな事柄があつて、そのお話を聞いた中で非常に印象的だったことをいくつか今回質問項目として新たにまとめさせていただきました。ただ、やはり地域の差であるとか、いろいろ世代構成の差だとか、いろいろな問題が違つもあると思いますので、この項目に載せていないものでもぜひ取りあげるべきものがありましたら、ご指摘してください。大体この質問事項の問い合わせに沿つてでよろしいでしょうか。その前に、いただいたものを、それからこちらからの資料を確認させていただきます。まずこちらからの資料としては、この質問事項の1枚紙と、それから平成14年度公的扶助調査の基本方針というようなものと、それから後藤玲子の自己紹介紙とがあります。それで、S様がご用意くださったのは、生活保護 統計ですね。

それでは、まず皆様の今のご職業の性格について少し簡単にご紹介いただけますか。ケースワーカーの方とはちょっと違うんですよね。そのへんをお話しいただけますか。

S氏 きょうはこちらはどういう立場でお話しさすれば。もう一個人というか、そういうことでよろしいですか。

後藤 もう一個人でお願いします。

S氏 では言いたい放題ということによろしいですか。ちょっとそれもあれだけど。

阿部 テープを録らせていただきますけれども、お名前は出しませんので。

G氏 私のほうは生活保護班、県庁のほうなものですから、基本的には市の福祉事務所、あと郡の福祉事務所がありますけれども、そこへのいろいろな助言、援助、支援ですね。あと監査ということで担当しています。ですから生活保護の取扱い等に対する疑義に対する回答とか、あとは県民の方からの問い合わせ、生活保護でこのようなことが今疑問なんだけどとか、こういう取扱いについてどう考えたらよいかとか、そういったことに対してのお答えをするというのが主になります。あとは行政ですので、その間の予算の関係とか、そういうのはございますけれども、そちらのほうを除けば、監査関係とそういう指導、支援、それから繰り返しになりますけれども、対象者の方からのいろいろなお問い合わせに対するお答えというようなことが中心になっているかと思います。生活保護関係に限つて言えば。ということで、ここは同じ仕事をしていて、中で一応少し役割分担があつて、監査、あと研修のほうの担当を中心的にはしているということで、医療扶助の関係を主に担当しているということですね。あとは法令の関係ですね、審査請求とかそういうものを中心に。あとは疑義解釈的なところを中心に取りまとめる。

S氏 ちなみに、我々全員福祉職ですので、私は生活保護のケースワーカーは平成9年から11年まで。

G氏 そうですね、私もケースワーカーでいけば3年で、知的障害のケースワーカーが1年ですね。今は県庁で2年ということです。

S氏 すいません、ケースワーカーの経験はありませんで、知的障害の施設に去年の3月まで9年間いました。生活保護は初めてなのです。

W氏 私は最初5年が知的障害の施設で、その次の5年が郡部の福祉事務所、5年のうち4年は生活保護、1年がゴホ?ですね、全般。ジェネリックでやっていましたので。そのあと老人福祉で、県庁で4年、そのあとまた福祉事務所に4年ということで生活保護、そのうちの1年が査察指導員という立場でした。そのあと、今のところ2年目です。

後藤 スラスラと、覚えていらっしゃるんですね。

W氏 生活保護というのは施策優先なので、要するにいろいろなことを知らないと生活保護の行政というのはできないんですね。

後藤 ジェネラルになっていくわけですね。それで、監査区域はどこになるんですか。

W氏 政令市を除く県所管の市及び郡の福祉事務所ということになります。

後藤 X市を除いて。

S氏 県民から問い合わせというふうに言うと……

W氏 県民からということになれば、X市も含めて全て受けます。だから審査請求もそういう形になります。

後藤 どうもありがとうございます。それでは、きょう書きましたまず1番の、生活保護制度に関する全般的な傾向について、これはそれぞれの福祉事務所用の質問項目なので、これプラス、やはり ということに加えて特別のことをお聞きしたほうがいいかなと思いますが、まずそうですね、確認させてください。現場的な傾向として何かお気づきの点がありましたら。

S氏 はい、一応今統計月報ということで、これはまだ1月分なのですが、一応最新版ということになっております。1ページ目に一応保護人員、県所管ですけれども、数字を挙げさせていただいております。この数字には、一応X市、あと中核市であるY市は除いております。そういった状況の中で、現在1万9,923人の方が保護を受けられているということで、被養護世帯は1万3,592、保護率で言うと5.82パーセントになっております。昨年の1月と比べましても、大体11%以上伸びているような状況です。昨年の1月は、保護率で言えば5.25%だったのですが、現在5.82%というふうに上昇しているような傾向です。

あと、動向ということで動向の推移が月別に出てるような状況です。かなりずっと上昇を辿っているというような傾向になります。

後藤 これは全国的にではありますね。

S氏 この前国のほうの会議で資料が出されているんですけども、副主幹課長会議ですか、それで全国の動向を見ましたら、当県は増加率では9番目ということになっていたようですね。あとX市、K市、特にK市は5本の指に入る増加を示しているということですし、X市もそれよりは若干落ちますけれども、やはりかなり、県全体よりも増加をしているということですで、県全体で見れば全国的にも高い増加率を示しているのかなとは思っています。

当県の場合は、平成4年を底にして、以後ずっと伸びているということで、ちょっとここは平成9年度平均以降しかついておりませんけれども、平成4年度を底にして保護率は伸びているという状況になっております。特にこの2、3年は急激な伸びになっているのかなと。10%以上の伸びになっているということですので。

八田 どういう世帯類型が伸びているということですか。

S氏 世帯累計別で見ますと、やはり高齢者が伸びてはいますね。県全体は、まだ高齢化率はそれほど高くないというところなんですが、それでもやはり中長期的にはかなり伸びている地区がありますので、そういう影響は全体としても出てきているのかなと思います。あと、最近の傾向としてみれば、その他の世帯というふうにありますけれども、いわゆる傷病なり障害なり、そういうものを要因としないで生活保護を受ける方、例えば病気のないホームレスのような方ですね、そういう方ばかりではありませんけれども。あと、失業されて再就職がなかなか困難になっている中高年層の方。そういうのが代表的になるかと思いますが、そういう世帯がやはり徐々に伸びているというか、構成比としてはやはり多くなってきているのかなと、徐々にですね。それほど目立ってはいませんけれども、ここでも構成比は10%弱ということになっていますけれども、でもやはりかなり伸びてきているなというふうには思います。あと、母子世帯も若干構成比としては伸びてきているのかなと。絶対数は当然伸びていますけれども。伸びてきている傾向にはあります。

八田 高齢者の場合は、国民年金を持っていない人たちですか。それとも持っていても入れるのですか。

S氏 ちょっとそのへんの数字的にははつきりつかんでいませんが、やはり多くの方は持っていない方が多いと思いますけれども、かといって基礎年金程度であれば、やはりその収入だけであれば生活保護に落層せざるを得ない層というのはかなり見受けられるかなと思います。監査などでケース検討をすると、そういう傾向はあるかなと思います。

八田 ということは、40年満期ではなくて。

S氏 そうですね、一部支給の方ですね。年数が足りなくて。そういう方も多いらしいですし、まったくない方も当然多いですけれども。

N氏 国民年金が満期でも……

S氏 満期でも6万9,000円弱ぐらいの話ですから、1人世帯だと当県の場合8万ぐらいは生活扶助費でいってしましますから、それだけしかなければ当然生活保護に落ちてくるという状況ですね。

勝又 扶助別でいくと……

S氏 扶助別でいけば、基本的には医療扶助がやはり一番高いという傾向は、国全体もそうですけれども、それは言えるのかなと思います。その次は生活扶助というところですね。ただ、医療扶助は全体的に金額の伸びというのはありますけれども、構成の割合でいくと若干落ちてきているのかなというふうには、当県の場合ですね、思います。そのかわり、介護扶助が若干伸びてきたというのあります。というのは、先ほど言いましたように医療を必要としないで生活保護を受けられる方もやはり増えてきているということはあるので、そのへんの影響が若干あるのかなと思います。あとは、医療費の関係で言えば、国からもいろいろ指示等ござりますけれども、そういう取組の中で、医療を抑制するということではなくて、適切に医療に関わっていただくようになつたのかなというか、言い方は何ですけれども、そういう部分もあるのかなというところで、入院は横ばいに近いぐらいの伸びなんですね。それに加えて入院外というところですから、入院と入院外を費用的に見れば、入院外のほうが圧倒的に多いのですけれども、伸びからするとそれほど、入院が増加するということがないものですから、あまり伸びとして出てきていないのかなと思います。

勝又 せっかくこれを用意してきていただいているので、できればこの基本的なことを最初に伺っておきたいなと思うんですね。

後藤 これに沿ってということですか。どちらでも。

S氏 どうしましょう。では一番最後を開いていただけますか。地図が載っていると思いませんけれども、隣に保護率の動向も表で載っていますね。平成4年が一番下になっていると思いませんけれども、一番下の線、菱形のマークの線が県所管になりますので、平成4年度が一番低くなつて、それから右肩上がりになっているというのがこれでわかつていただけると思います。

地図のほうで見ますと、保護率の高いところをいくつか挙げています。まず、県西部ですね、西側のほう。H、Y、Mという地区がありますけれども、ここが今一番高い地区です。これは郡部ですけれども。この3町で今 11.32%みるということで、表の左のほうの下から2番目ですか、Bの上にAと書いてあるところ、ちょっと細かいですけれども、そこが表になつてていると思いますけれども、それを見ていただくと、保護率 11.32%ということになっています。県内ではここが一番高い、X市、Y市を除いてですけれども。ここは観光地でしたので、やはり観光資源を中心にして発展してきた町ですから、今それがかなり落ち込んでいることの影響で、観光及びその周辺産業の景気の悪さの中から出てきているということですね。ここはもともと、例えば旅館の仲居さんとか流れてくる方が多くて、そういう方が住み込みで働くものですから、ある程度の年齢になつたり病気になつたりしてそこを追い出されてしまうと、すぐ生活保護に落ちてくるというような状況のところが多いということですね。

その次が、ちょっと順番はあれですけれども、ナンバー5でいきますと、O市がその下の表になつていますけれども、ここも 7.23%ということで比較的高いところ、5本の指に入るところですね。ここも基本的にはHなりYの観光を受けた産業、あとは漁業、農業というかミカンとかそういうものが中心なところでしたので、そのへんもやはり落ち込みがかなりあって、ここも県内では5本の指に入る高さになっているということですね。ここが1つの特徴です。

次が、今度は東のほうへ行きました、S市、というかS市はXXの隣ですけれども、C市とD市がありますけれども、ここはやはり高い地区になっているということです。ここはXXなりXXというところをすぐ隣に控えていますので、やはり大都市的な問題が出てきているところです。ホームレスの問題もやはりそれなりに多いということになっています。あと、ここはやはり中小企業が多いので、この不況の影響の中で、かなり自営業者といった方が保護の申請相談に来るケースが多くなっているという地区もあります。併せて、低家賃住宅もまだ多いと。低いお家賃のところが多いものですから、あと公営住宅も比較的多い地区ということで、やはり転入なり低所得層なりがここに住みやすいというか、入りやすいというか、そういう状況になっているというのも1つの要因ではないかなと。

5本の指のあと1つがP市ということですね。ここはXXの隣ということと、あとは高齢化が比較的進んでいる地域ですので、高齢世帯がかなり多くて、それが保護率に反映されていることがあります。ここはもともといろいろ工業等があったのですけれども、以前そういった形で入ってきた方、新興住宅として成立してきた町が多くて、そこに入ってきた方々のいわゆる子供の層が外へ出られて親だけが残っているということで、単身の高齢者なり夫婦高齢世帯が多いというような状況の中で、そういう保護の動向にもそれが影響しているというところがあると伺っています。当県では一応そういう、5本の指に入るところはそういうことです。

それは保護率なんですけれども、今度は伸び率でどうかと言いますと、今度は県の真ん中あ

たりなんですが、これは特別な事情があるんですけれども、真ん中よりちょっと左側にT市というのがあります。XXの隣といふかXXの隣といふか、T市ですね。XXか何かに登られる方は、ここへよく行かれますね。ここは最近の伸び率としては1番です。要因としてみれば、これはホームレスの方の宿所ができましたので、NPOですね、特定非営利法人というのですか、そこがホームレス用に宿所を開設しましたので、そこへホームレスの方が入るということで、何十世帯といふことで一気に膨れ上がったものですから、かなり伸びたということですね。あと、伸び率として高いのは、Aもそうですね、AとZ市、Z市もNPO法人の宿所の関係がありましたけれども、あとL町ですね。XXの右下ぐらいにありますけれども。このあたりが比較的増加率が高いということで、増加率の高さでは県中央部のほうに少し傾向としてまとまっているのかなと思います。

ただ、なぜそこが増加率が高いかというのは、先ほどのNPOの話であればわかりやすいのですけれども、ほかの要因として何かあるのかというと、ちょっとそこまでなかなか分析ができるていないというのが現状で、ただ比較的ここは若い市なんですね、あまり高齢化が進んでいくというようなことがないものですから。おそらくやはり経済的な影響が大きいのだろうとは思うのですけれども、そこはまだはつきり分析し切れていないというのが現状です。県全体としては、地域的に見るとそういうところが特徴的かなと思います。

資料にはないですけれども、開始理由別で見ますと、高齢者も含めてということになってしまふのですけれども、世帯主の傷病による保護開始というのが理由の傾向としては一番大きいのかなと。傷病絡み、あとは障害ですね、精神障害の方からというのが比較的多いのかなと思います。

廃止は、これも高齢化の影響もあるのでしょうかけれども、やはり死亡によるものというのが廃止の理由としては一番大きくなっています。ただ、先ほども言いましたように、徐々にいわゆる、特に病気等がない方の保護、いわゆる失業によるとか、失業に至るまでに預貯金等を消費し尽くすというような形で上がってくる方とか、多額の負債を抱えて上がってくる方とか、そういう方を徐々に構成比としては高くなっているのかなという状況はあります。

後藤 その方が保護世帯に入ってくるということですか。

S氏 そうですね、被保護に入っている方ですね。数としてはちょっとつかんでいないのですけれども、やはり福祉事務所さんからの話で聞くと、最近は精神障害なり人格障害的な傾向を持った方の保護の開始が目立つのかなというふうなところはお伺いしています。数字的にはあまりはつきりしたものは持っていないのですが、福祉事務所のほうの感じとしてはそういうものがあるということですね。ですから特に人格障害的なものですので、治療にもなかなかつかない。つまり病気として見ていただけないものですから、治療の場にはなかなか乗せられないということで、対応も難しくなってしまう。特に引きこもってしまう方なども結構多いとか、なかなか福祉事務所からの指示というか助言というのも入っていない。公の制度にもなかなか乗っていかない。資源を活用するのも難しい。そういう状況の方がちょっと増えてきていて、かなり手がかかるというお話を聞きますね。

後藤 それは医療扶助というような形ではないわけですね。

S氏 そうですね、医療という形ではなかなか乗せられないということですね。何かあとはありますか。特に傾向的なものなど、感じているものがあれば。いいですか。またあればどうぞ。

後藤 せっかく資料をいただいたということで、例えば保護基準の話をいただいてははどうでしょうか。

S氏 どういう話をすればよいですか。

後藤 そうですね、1人当たり大体どれくらいの水準で、県のほうに法外援護を行っている这样一个の話もちょっと聞いたりもしたのですが。

N氏 法外援護はまったく別のもので、生活保護基準のほうは1人当たりというのは出せないです。世帯によって金額が違いますので。県のほうでやっている法外援護は、夏季と年末に一時金として出しているのは本当に見舞いという感じのものなので、夏季が居宅と入院が1世帯当たり4,000円で、入所の方は1世帯当たり2,000円、これを夏季と年末それぞれにお出ししています。これが県の事業です。

これに対応して、市の中で、全部の市ではないのですけれども、現在7市で、さらに市の単独事業で同様の事業をやっていて、これも市によって金額が違うのですけれども、例えばK市さんなんかだと、昨年度までは夏に1世帯当たり7,000円ぐらい出していました。県のものと合わせると1万円足らずというような感じでやっていました。あと、そのほかに県所管、政令市を除くのですが、政令市は独自でやっておりませんので除いていますけれども、小中学

生の入学に際して入学祝い金として1万円。あと、修学旅行のほうは、学校で就学奨励法のほうで修学旅行の費用そのものは生活保護世帯は負担しなくてよいのですけれども、お小遣いが特にどこからも負担されないので、お小遣い相当額として小学生が5,000円と中学生が6,000円としています。あと、中学を卒業して就職する子にだけは就職祝い金として1万円。これも政令市はうちやつていいのですが、政令市も同様の事業をそれぞれでやっています。

後藤 国の制度とは別に。

勝又 上乗せというわけではなく。

N氏 そういうわけではなく、もう本当に法外に、生活保護法とは別に被保護世帯を対象にやっています。ただ、慰問金についてはもともと朝日訴訟の頃、昭和35年からうちもやっているのですが、あれぐらいからやっていて、各自治体は今見直しをして、止め始めているのです。まだやってあるところもあるのですけれども、うちもそのうちの1つなのですが、ここは少し見直しをしていく方向では考えています。

後藤 手当関係はまとめてしまという、祝い金的なものをまとめる一環ですね。

S氏 もう止めてしまおうという感じで。

菊池 生活保護の場合、法外というのはほかの、生活保護以外だとその上乗せという位置づけができますけれども、そもそも生活保護の場合は憲法25条に言う最低基準を保証するのが生活保護なので、生活保護基準を各地域が独自に決められて上乗せができるということにはそもそもならないのですね。それは別のことやるという、まったく生活保護とは別の性格のものだということになってしまふという。

八田 単身で8万円というのは、要するにX県でもY県でも皆同じという。

S氏 いえ、級地がありますので、当県の場合ほとんどのところが1級地、2級地なので。

八田 生活地に応じてということですね。

S氏 はい。3級地だともっと低くなったりとかありますけれども。

八田 国民年金のほうはそうではないですね。

S氏 全額一緒ですね。

八田 そうすると、ちょっとずれますね。

S氏 はい。だから当県の場合は、1級地の家だと70歳の世帯だと高年齢の当期加算を含めた生活扶助というのは9万4,690円なのです、生活扶助だけで。これに住宅、家賃を借りられば、1級地の家だと、県所管だと4万6,000円までが上乗せされますので、国民年金だけの方だと預貯金がなくなればほぼ申請すれば保護になる可能性が非常に高いと思います。

八田 これは、例えば沖縄の人の場合にはそうはいかない。

S氏 沖縄県はちょっと私もあれなんですが、沖縄県はたぶん場所によっては3級地が結構多いと思うのです。そうすると、3級地だと1、2万生活扶助で変わってくると思います。

八田 どちらにしろ、国民年金のほうがよいということにはならないと。

S氏 ならないと思います。3級地でも……

N氏 3級地でもたぶん生活保護費のほうが上に、高いと思います。

後藤 基準に関してはどんな感想をお持ちですか。

S氏 どんな感想と言わるとあれなんですけれども、いろいろ議論はあるところですが、ほかにも意見があればあれですけれども、まず単身世帯で考えれば、なかなか厳しいだろうというふうに、先ほどの年金の方よりは若干多いけれども、やはり8~9万で1ヶ月をこなしていくということになると、お年寄りの場合は、というのはあるかもしれませんけれども、比較的可動年齢の方、働かないにしても社会的にまだいろいろおつき合いがあったり、そういういろいろな方について考えれば大変厳しい、1人世帯については厳しいだろうなという感想は持っています。自分が例えば9万で1ヶ月生活しようと、家賃を除いてやれと言われたら、学生のときはやっていましたけれども、今はちょっと難しいなど。いろいろおつき合いもありますし。社会性をまったく持たないというか、社会とのつながりを持たないで引きこもっていろと言えばできるかもしれませんけれども、なかなかそういうわけにいかないものですから、そこはちょっといろいろ考えてしまうところですね。

逆に単一世帯については、これは生活扶助の第1類と言って、個人的経費に充てられるものについては世帯人数でそれぞれの積み上げになっているわけですね。食事とか被服とか。これが多人数、6人とか7人になると、30万近くになったりするわけですよ、生活費扶助が。そういう状況がはたしてよいかというと、一般的に見ても1ヶ月手取りでそれほどの給料を取れる方はいらっしゃらないでしょうし、そうすると一般の世帯との逆転みたいなものも生じてしまふのかなとか、そういうこともあるのですから、多人数世帯なりに、あとは母子の比較的世帯数が多くて母子の加算がつく方がいらっしゃるわけですけれども、そういう方につ

いてはちょっと高い部分もあるのかな、というふうにも思わないわけではないかなと。ただ、生活保護の基準を下げるのがよいのか、あるいは一般的の給与水準なり年金水準を上げていくのがよいのかというと、それはいろいろあると思いますので。私はどちらかというと生活保護の基準はそのままにして、むしろもっと周辺をもう少し上げてもよいのではないかという気はないでもないわけですが、いろいろご意見もあるでしょうから。

N氏 私は平成9年に、家計簿調査というのを厚生労働省でやっているじゃないですか。あれの調査員というかワーカーをやりながらやったのですけれども、担当したケースが高齢単身世帯と高齢の2人世帯だったのです。単身世帯はちょっと、2級地だったので生活保護基準は大体8万円ぐらいだったと思うのです。2人世帯で11万円ぐらいだったと思うのですけれども、それで家計簿を見てみると、ずっと全部品目を書いてもらうのですが、9割方食費で使っていましたね。被服費とかにかけている費用が非常に少なかつたです。2人世帯のほうは、自己破産したので法律扶助協会に月1万ずつ返済していたので、その1万ずつ返済しているということは、1万ずつ貯金ができるとも考えられるのですが、逆に言うと。でも、毎月かなりギリギリ、その保護費をほとんど使い切るというような生活で、中を見ても特に、食事もそんなに贅沢な食事をしない、ごく普通の、わりと質素な食事でそれぐらい使っていらっしゃいましたね。だから単身世帯、2人世帯というと、水準は決して高くないと思います。

八田 それは地域による差違もありますか。Y市あたりはすごく観光地、あるいはA市あたりが、あとは大都市に近いような市、そのあたりですと……

N氏 例えば当県の場合、XXと隣接していますので、XXと隣接している地区で言葉と、Tという郡部になるのですが、T町だと生活圏はXXとさほど変わらないのです、隣接しているので。ただし、T町は3級地だし、XXは1級地の1ですから、そこで生活保護基準がたぶん、単身世帯でも1万円以上違ってくるのです。そういう意味では、県の郡部なんかは都市部とさほど変わらない生活をしていながら、場所によってはさらに大変だと思いますね。

後藤 やはり移動するということもあるんですか。

S氏 もっとよいところへ、という人もいらっしゃいますね。

後藤 より生活保護を受けやすいところに移動するなりですね……

N氏 優しいところということですか（笑）。

後藤 断られ、断られ、受けられるところを探してさまよっているという。

N氏 まったくないとは言えないかもしれませんけれども、それほど目立つほどのものはないと思いますね。

N氏 ただ、生活保護の法外の部分も、市部と郡部とでは上乗せが違うので、やはり都市部のほうが法外とかはよいと思いますね。でも、そのことで生活保護の人が移動するというのは、障害と違って、障害の親御さんって結構制度の進んでいるところへ点々と移動するんですよ。わりと本当に、隣の市が非常に進んでいる障害施策をしていると、結構移動する層が多いのですが、生活保護はそこまではあまりないです。

S氏 生活保護で移動が多いのは、やはり住宅関係絡みですね。県営住宅に当選したとか。ですから県営住宅のところに生活保護の世帯が集まってきたりして、やはり低家賃住宅、高額家賃に入っている人の場合は当然生活保護の場合認められませんので、「転居しなさい」という指導を受けるわけです。そうすると、低家賃住宅のあるところへとすると、東京都よりは相模原市とか、そういう移動はあるかもしれません。ただ、担当が優しいとか優しくないとか、そういうのはわかりませんしね、そういうことを直接としてはないのかなとは思ってはいるのですけれども。

八田 先ほどの話にちょっと戻って申し訳ないんですけども、単身の場合には生活保護のほうが圧倒的に国民年金よりよいというのはわかっているのですが、夫婦の場合にはどうでしょうか。大体同じぐらいなのですか。

S氏 国民年金のほうがよいのではないかな。満額でもらっていれば。

八田 満額でもらっていれば。

S氏 ええ、満額であればよいと思いますよ。

八田 わかりました。それが1つ。それからもう1つは、先ほどのお話を生活保護とほかの給与をどうするかという問題があるとおっしゃったけれども、結局生活保護の中で考えれば、やはり単身と2人、それからそれ以上という場合に、要するにそれ以上をもうちょっと減らしても、単身や夫婦のところを増やしたほうがよいと。要するに、生活保護の予算は……

——テープ反転——

……これはさっきの DVとかの危険性とか、そのへんももちろん考えていることはありますね。いろんなところがちょっとあれかな、なんていう気もしますけれどもね。

後藤 率直な話をありがとうございます、本当に。

阿部 ちょっと障害の方のお話を、皆さんもいろいろな施設等にもお勤めの経験がある方もいらっしゃるじゃないですか。今はやはり生活保護の中で障害者、特に知的障害者ですか、先ほど人格障害者ということも出ましたけれども、そういう方たちを生活保護を受けながら自活していくような、その場合生活保護のケースワーカーとしてどのようなサポートが必要とされているのか、どんな政策で、または施設に入っていたのが基本的なのか、その施設というのはちょっと囲い込み的なところがあるじゃないですか。そういう方たちがもう少し社会に参加しながら、生活保護で何とかやっていけないかという、そのへんのところのご意見はいかがでしょうか。

S氏 まず私の考え方で申し訳ないんですけども、何が何でもというか、どういうケースであろうと全て生活保護というのは私はおかしいと思っているのです。つまり、障害の方については障害の施策でちゃんと一貫した対応ができれば、それで生活保護を受けなくてもよいわけですから、つまり障害の年金制度、所得の保障制度であるとか、障害の支援体制とか、そういうのが整えば、別に生活保護でなくてもよいわけですよ。それがないから、今生活保護を適用しているだけの話なので、そうならないように、本来であれば障害の施策を充実させていただく。所得の保障をしっかりとしていただく。それが前提にあると。

当然今はそういう制度がないですから、十分にならないわけですから、今は生活保護に落ちてくる方がいるわけですけれども、そういった場合であっても、やはり基本的には障害を担当されている方、今回4月から支援制度になりますから、いろいろな事業者が入ってくると思いますけれども、そういった方々と一緒にというか、そちらの方々を中心にサポート体制をつくっていただくというのが本来ではないのかなと思っています。だからどうなのでしょうね。

N氏 でも、私はそれぞれの施策でやると、年金を上げていくとかそういうことになると思うのです。そうすると、年金というのは上げると、ミーンズテストをしないじゃないですか、年金受給者は。

八田 障害年金の話ですね、年金に入っている方であれば。

N氏 障害年金とかを上げていく、年金等の手当を上げていくという考えになると、皆さんに上げていくわけですから、税金の使い方として非常にお金のある方、資産のある方にも上がっていいくので、結構お金がかかるじゃないですか。そういう意味で生活保護をうまく利用して、その不足分を足すということには、そんなに私は反対ではないんですけども、ただその方に対する生活の支援という部分は、生活保護ではなくやはり専門分野のケースワーカーがやったほうがよいのだろうとは思います。見ていて、身障の人とか知的障害は、かなりだいぶ制度、施策とともに整ってきてるので、比較的まだケースワーク部分もそちらの法律の専門のケースワーカーがやっているのですが、精神のほうは保健所が今中心でやっていると思うのですけれども、非常に遅れていますね。だからかなり生活保護のケースワーカーが精神疾患の方への援助で困っているケースが多いのではないかと思います。

阿部 実際に、精神疾患ですか知的障害の方々で、施設に入らずに、施設保護ではなくて普通の生活扶助等でやっていくケースというのは多いものなのですか。

S氏 傷病障害世帯が身障以外でも多いので、結構いますね。

W氏 やはり家族の中に知的障害の方がいらっしゃるとかいう形であったり、判定は受けていないのだけれども、どうも親も知的障害で、子も判定を受けて知的障害であるような、そういう方というのはやはりいらっしゃいますね。その中で、何とか家でやっているという方は、やはりそれなりの数いらっしゃると思います。家でいろいろな問題、地域との問題を起こすなり、家族の関係がグチャグチャになっていると、やはりどうしても施設というところに頼らざるを得ないかなという部分はあると思いますけれども。だからいわゆる家族の養育能力というか、そのへんにかかるてくるのかなと。施設に入るか入らないというのは。そんな感じはしますけれどもね。

阿部 1人でというのはやはり無理ですか。

S氏 ごく軽い方であれば。

W氏 障害の程度によって随分ね。知的障害でも、B2ぐらいだとIQが70前後ぐらいの方……70前後の方、ボーダーちょっと下ぐらいの方であれば何とか1人ができると思いますけれども、やはりかなり見守りは必要になってくるとは思います。

菊池 施設保護等をやっておられるということで、裁判とかが起こると思うのですが、大阪

の……

W氏 施設にホームレスの人たちが、ありますよね。

菊池 あれで負けましたよね、市が。あれは実務的に影響はありますか。

W氏 あれはないですね。大阪のあれは特別なやり方で保護しているんですね、いつも。まずは施設に入れて、それで様子を見てという。あそこは施設がそれなりの数あって、そういう体制でやっているのですが、うちはああいう施設がないのです。

S氏 むしろ施設に入るほうが大変で、今ホームレスの方なども、国は「いったん施設に保護しろ」と、もしくは「救護施設なんかを活用しろ」と言われていますが、うちの県の場合、救護施設は1ヶ所で、180名定員のところに180名ほど入っているんですよ。だから緊急一時保護的に枠を超えて入れてもらっているぐらいですから。それとか、入所者が入院している間だけ入れてもらうとか、それぐらいの施設事情なので、むしろ施設に入るほうが1、2年待機という感じなのです。

菊池 実の話が、その保護のしかたで、居宅保護か入所保護かという選択で、これまでもありましたけれども、わりと入所させるということに対する、あまり裁判所も意識が強くなかったと思うのですが、去年大阪は先ほども話されたように特別な対応をしていて、ホームレスが特に何とかセンターというのがありますと、そこへ来て、それでいろいろ振り分けて、それこそ一時的に入所させて、それから次の対応を考えるのですけれども、裁判所は「そもそも自立が基本である」という言い方もしていますし、まずは自立させるかどうかというのを、いろいろな事情を勘案して考えなければいけないのだけれども、大阪市のそこではそもそもそういうことを何も考慮せずに入所処分をした、それ自体が違法だという話なので、わりと司法判断、裁判所の意識も自立というか、施設ではなくて地域での自立が基本だということで、金沢の肢体不自由の方のケースなんかもそうですけれども、わりとそういう、遅れていると言われる施設入所の認識がちょっと変わりつつあるので、こういう影響というのもあるのかなということも感じるんですけれども。

阿部 でも、全体的に日本の生活保護について言われることは、居宅ではなくて施設保護、入所保護を強調しそぎているのではないかということが言われたので、実際にそうなのかなと思って、ちょっとお聞きしたかったのですが。

N氏 在宅サービスがそもそも、今まで国もたぶん予算的には入所という方向でお金を使ってきたと思うんですね。在宅サービスで知的障害の方が暮らすのに、例えばその方が生保になった場合どうするかというと、いろいろなそういうサービス、支援費になつたら多少変わるものかもしれないのですが、ただ今の事業者の申込み件数から考えると、それほど伸びていないかなと。ではサポートするのは誰なの、という話になってしまふと、今資源がない中で、それこそ生活保護のワーカーが「何か問題がある」と言えば行くとか、本当は障害の担当者のほうも連携しながら、という話なのでしょうけれども、障害のほうもいろいろな問題があつて、「生保になっているから生保のワーカーに」なんていうところで、生保のワーカーもどこまでやりきれるのかというところもあると思うのです。

今、保護の増加になってあれですけれども、結局保護のケースワーカーの標準数というのが法定数ではなくなってしまいましたから……

後藤 何名ぐらいでしたっけ。

N氏 今1人当たり……

S氏 市が80ケースで、郡部が65ケース。

W氏 でも、これは標準指數ですが、それを上回っていますよね。

S氏 市は90から100ぐらいの間でいつも動いているのではないでしょうか。

W氏 そうですね、人数がね。100世帯のうち5支援あたり。

後藤 思うだけでも大変ですね。

N氏 それに障害が加わって、保護がまた増えていったとしたら、ではそれに今の、公務員も人員削減がどこも謳われていますから、では誰が対応して、どれに行くのかという話になつた場合、やはりどうしても限界は出てしまう中で、変な話ですが保護の抑制ではないですけれどもね。財政も、各市なりもかなり当局から、今まで生保はある程度聖域的な部分があつたでしょうけれども、やはりいろいろな形で抑制できないのかというところで、もちろん保護の申請を却下しろとか何とかいうことではなくて、意識の中にそういうのがあれば、当然相談者に対する意識とか、援助をどこまでできるかという話になつてくると、自ずとワーカーが動けるのは限界が出てくる。ではどうするかという話ですね。

菊池 しかし、支給決定の部分を見ると、ソーシャルワークの部分を分離してしまうという

N氏 そこは難しいところだと思うのですが。

S氏 何十年來の問題ですね。

N氏 そうですね。分離したほうがよい部分と、そうでない部分とあると思うのですが、障害を持っている方についてはやはり専門のところが関わったほうがよいと思います。ただ、私はどちらかというと、母子世帯などでも援助を必要とする母子世帯としない母子世帯があると思うのです。必要としない人からすると、今の生活保護は過干渉だと、どんなにちゃんと自立している母子でも、基準額よりもお給料が低いと、生活保護は3ヶ月に1回訪問されるとか、相談もしたくないのに訪問されたりとか、いろいろありますよね。そのような援助の必要ない人は、もう本当に金銭給付だけでよいようになってよいのではないかと。高齢者でも、今必要でなければ源泉給付だけしてもらえば用は足りて、それで体が悪くなつたらケアマネに頼めばよいと思うのです。

ただ、それで片づかない世帯というのが、これから就労してがんばっていかなければいけないような世帯がありますよね。本人がもう少し努力しないといけない世帯については、生活保護のケースワーカーが関わるのは、経済的なところを握っている人なので、やはり効果があると思うのです。ある一定レベルまでは。そう思うと、必ずしも分けてよいのかどうかというのはわからないですね。でも、そこにジョブコーチみたいな制度があれば、そしてそこに生活保護になって、今からがんばって働かなければいけない人をちゃんとしてくれるものが現行はないのですが、それがあれば本当に社会保険方式みたいに金銭給付とワーカー業務は分けてよいのかなと思います。

後藤 どんな事例がありますか、がんばって働かなければならない人たちと言いますと。

N氏 母子世帯などでやはり思うのは、本当に普通のというか、能力はまずまず働ける人だったら、誰も励まさなくても自分で生活していくのです。そして足りない部分だけ保護費をもらえばよいのですけれども、やはり依存度の高い人が生活保護に陥りやすい気もするのです、何となく。そうすると、依存度の高い人だとやはり誰かがいつも励ましてあげる、大体そういう生活保護に陥る方の多くが、親族との関係に希薄な人が多いのです。そうすると、ちゃんと支えてくれる人がいない中でお子さんを持ってというと、そういう意味ではワーカーなどが訪問していろいろなことに相談に乗る、いつもいてくれるというのは効果はあるのかなと思います。

後藤 そうですね、精神障害と、自分で一人でやっていけるような実績の人との間にいろいろな……

N氏 いろいろな人がいて、だからどこからどこというのはすごく分けづらいのですけれども。ただ、生活保護のワーカーをやっていて、精神障害の人の対応は非常に難しいのです。専門知識もないし。その中で、精神障害の方には精神障害独特の援助の方法があると思うのです。そこまで専門性を持っていない生活保護のワーカーがそこを担うのが非常に大変だなと思います。

後藤 その精神障害と認定されない手前というのもかなり難しいですね。全体的にたぶん増えてきているのではないかと思うのです。例えば、一定の予算の中で自分の家計をやりくりするというのは、家計簿をつけるというのはかなり計画的な作業だと思うのですが、そういうことが、少しずつ先に向けて準備をしていくこととか、そのようなケースで最近何か目に付いたことなどはあるでしょうか。

N氏 最近はよくわかりませんけれども、生活保護になる方というのは、どちらかというと自分の生活能力というか生活形成をする能力がすごく弱かったり、何か問題があつたりということで、つまりそういう計画性なり何なりがある程度弱いのかなという方が多いと思うのです。ですのでそのへんをどのようにしていくのかというのは、ケースワーカーのいろいろな指導なり助言という話になってくると思うのですけれども、ただなかなかそれは、その人の身についたものであつたりして、なかなか難しいのかなとは思います。

そうではない人というのは、ある意味でちゃんと計画的にある程度できて、たまたま病気が重なつたりとか、子育ての時期で重なつたりとかいうことで生活保護に陥ってきたような人であれば、黙っていてもその方々は自分たちでやっていくのです。ですからそこは本当にあまり心配はなくて、とりあえずこれはそういったある病気、子育てということの期間だけ、ということは短期的な、ある程度子供が学校を卒業してしまえばこの方はもういいとか、そのような方の場合はあまり問題になるようなこともないのかなと思いますね。いわゆる本当に自立をされていく方ですから。

W氏 たぶんワーカーが本当に手をかけなければいけない人って、自分の持っているケースの1割ぐらいかなと思うのです。でもその1割の人は、毎日のように手をかけなければいけない

い人がそのうちのまた1割ぐらいいたりするので、そちらばかりの印象が、「生活保護の人ってこんな人ばかり?」と思うような錯覚を起こすのですが、よく自分のケースをもう1回ゆっくり見ると、大体8割から9割の人はほとんど自分で生活していくほうではないかなと思うのです。

後藤 そうすると、最初のほうのお話で、むしろ働く場がなくなってきたという話がありましたよね。観光業が廃れていったり、自営業がやっていけなくなったり。そこをある程度うまく整えることができれば……

W氏 もう少しは減ると思いますね。ただ、うちの県の場合5割弱、4割強が高齢者ですから、女性だと60歳以上、男性65歳以上の世帯ですから、そうすると約5割ぐらいは雇用を創出できてももう難しいでしょうね、自立は。

S氏 以前は、景気のよかつた頃は、高齢者も60歳を過ぎても、65歳とか70歳近くても日雇いなり何なりという仕事があったのです。今はそれもなくて、という状況の中で、生活保護をという方も結構増えているので、ある意味で高齢者の一部も吸収されるところは出てくるかもしれませんけれども、高齢者の問題はどうやらかというと、こればかりは就労で自立ということはたぶん望めないだろうと思うので、どちらかというと本当に所得保障に限っていくような話になってしまふのかなと思うのです。あとは、介護の問題が出ればケアマネにつなぐという話で、それでよいのではないかと思うのです。医療費、介護の費用、あとは経済的な生活費の問題、そこがある程度クリアできれば、特に手をかけていく必要もないと思うので、そこは福祉事務所の中でもあまり、問題にならないというわけではないですけれども、見守りとかいろいろ必要になるでしょうけれども、でもそれほど大きな手数になるわけではない。むしろやはり本当に中高年の方、病気もなくて、リストラされちゃって、家庭も崩壊しちゃって、というような方が、また仕事に復帰するためにどうするかというところでは、やはり今はすごく厳しい状況にあるなとは思っていますので、そこは社会問題として認識されているでしょうから、ある程度国の制度、施策の中で何とかしていただけると変わっていくのかなという気はしますけれども。

八田 そのへんは、しかし男ですね、40歳とか50歳で、家庭崩壊して職がない、しかし健康であるという場合、生活保護はもらえるのですか。

S氏 以前は基本的に「あなたは仕事をできる力があるのだから、やりなさいよ」と言っていましたけれども、ところが今は、たしかにまだそのように言うところもありますけれども、やはり裁判の中でも、基本的には本人の能力を活用する場がなければ、それは可動能力を活用するということにはならないのだということで判例も出てていますし、そういうことを踏まえて今は対応しているということですから、必ずしも皆が……

八田 いつ頃からですか。例の川崎のホームレスの人はそう言っていましたけれどもね。

N氏 福祉事務所によりますね。

S氏 福祉事務所によりますし、あとは最初は傷病がきっかけで、入院してしまえば生保になるのだけれども、その後病気は治癒しますが、その後の自立が、生活保護って要は要否判定をして、最低生活を超えない限りはよほどでない限りなかなか生活保護を廃止はできないのです。だから治ったあとに延々と、ずっと生活保護を受けている方がいるのです。その逆で、どのような病気のない人の申請に対して福祉事務所が厳しくなっているのです。

八田 すると、ある意味ではアメリカみたいに期限を切るというのは結構意味があるわけですね。

N氏 私は生活保護を有期限制にしてほしいと思うのです、いつも。ただ、有期限制は最初の契約で、最初は「じゃああなたの傷病が治るのにこれぐらいかかるから」ということで、求職活動時間として半年なり1年なり、わかりませんが、そういう契約で始めて、その契約がいったんは終了するのですが、もう一度再申請するか否か、再申請したときは、いわゆる調査はある程度省略して、継続という決定をすればよいので、有期限にしてほしいと思いますね。再申請というか、そのときにはまた同じように、どれぐらいの契約期間、この1年を見てどれぐらい必要かというふうにしていけば、それに何の理由もなければそこで自分で廃止になりますから、そうするともっと入り口で、こんなに悪評高い精度にならないのではないかと思います。

阿部 それは再申請できるということは確保されているのですね。アメリカでは再申請できないですから。

N氏 でも、できなかつたら困るのではないかと思いますね。

八田 アメリカの場合、そのかわり就職を斡旋したりするのですね。就職を官の責任で斡旋して、そのかわりそれはやりませんと。

勝又 昔は失業対策、失対事業みたいなものを結構やっていたと聞きましたが、今はどうでしょうか。

S氏 今はどうなのでしょう、失対事業は聞かないですね。

八田 失対事業自体は、ちょっと予算的にはつかなくなっているのですけれども。

S氏 でも、それに似たような事業というのは聞かないですね。

八田 例えば、土木事務所が生活保護の人たちを……

S氏 そういう特別な区は何もないですね。

N氏 でも、本当に土木関係の人の50歳以上の人ってかなり、今まで職歴が土木だった人の再就職は非常に難しいですね。

S氏 XXにXXという日雇いの町がありますけれども、その職安へ行っても今は何もないですからね、土木の方なり港湾労働のほうは。あぶれる人ばかりですから、そこであぶれて、昔は「寿へ行けば何とかなるよ」というふうに内緒で送っていたんですけども、今はそれはできない時代になっていますよね。まったくそういう土木関係の仕事がないし。飯場もだいぶ少なくなっていますし。昔はある程度の、表現は悪いですけれども、不良労働力であっても吸収してくれたものが、今は真っ先にそれが切られますから。職安へ行っても、やはり若い方も今は仕事がない状況ですから、やはりそちらを優先にして、そちらの健康な労働力を先に優先して探りますから、そういう失対事業みたいなものを大々的にやってもらわない限りは難しいでしょうね。

勝又 東京は随分建設が進んでいると思うけれども、やはり大規模な公共事業が減っているということなのですか。

S氏 公共事業、当県はほとんどないんじゃないですか。XXも今は凍結みたいな状況になっているし。つながっていかないですね。本当に若い層のほうを優先的に探っていきますから、いったんそういう職業から落ちてきた人たちをまた再就職できるようなルートというのまでなかなかないというか。

後藤 居続ける期間はどのくらいなのでしょうか。死亡などで退出するのではなくて、うまく退出することもありますよね。それがうまくできないと、平均ではうまく出ないでしょうか。

S氏 今は結構10年、国のあれを取っていますよね。10年以上のケースがだいぶ来ていますよね。でも、10年というのは少ないですよね。概ね5年ぐらいで結構入れ替わりするのではないかと思うのですが、うちの県はどれぐらいでしたっけ。

N氏 特に統計がないからわからないのですけれども、以前よりは長くなっていると思いますよ。長期化はしていると思いますけれども、お年の方が多いので、比較的……

S氏 高齢者がどうしても長期化してしまうので。

N氏 ただ、傷病はまだしもですけれども、障害の方はやはり長期化していると思いますよ。

後藤 その中には精神障害もかなりあると。性格障害と言うとかなり微妙ですね。医学のほうで……

S氏 そうですね。病気ととらえられていない部分ですから。

N氏 でも、人格障害の人が一番大変なんですよ。

W氏 境界ぐらいの方がちょっといろいろ大変なんですけれども。

N氏 人格障害というふうにお医者さんが診断しなくても、要は困ってしまうと福祉事務所の自分のところの嘱託医、さり気なくそんな人に対してもらったりすると、よく言われるのが「人格障害の範囲の人じゃないか」とか言われるんですね。そういう人たちって、どこへ行っても人間関係がうまく取れないでの、とても仕事どころではないですね。でも、そういう人たちってお元気だし、精神疾患の方とはまたちょっと違うので、何とかなりそうに見えて、だけどやはり仕事では長続きしないので、そういう方ができるような仕事そのものが減ってきているのかなとは思うのです。

後藤 そういう方たちの自立というのは、どのように。

N氏 難しいですね。

後藤 ケースワーカーの人たちは、本当にいろいろな仕事をしなくてはならないわけですね。

菊池 先ほど期限を切るという話がありましたけれども、私が考えているのは、勤労控除をもうちょっとうまく、多くする、あるというふうに段階的に、今だとほとんど9割方持つていかれますよね。もうちょっとそれをなだらかにするととか、段階的に減らす、に減らしていくとか、そういうことをやったとして、現場的に多少意味があると思われますか。それともあまりそういう機能をつくっても……

N氏 勤労控除が増えると就労意欲が湧くからということですか。

菊池 ええ、何かその、1万円働いた分、例えば半分残るとか。それが未来永劫ではなくとも。

N氏 そうすると、最後の期限が切れていないとそれってできませんよね。そうじゃないと、最低生活費がいつまで経っても、勤労控除が多いと上回れなくなるじゃないですか。そうすると、ある程度「ここでは終わるよ」というときに勤労控除を増やすということですか。

菊池 「終わるよ」というか……

N氏 勤労控除を増やすと、収入額が収入によって減りますから、最低生活費をいつまで経っても上回れなくなりますよね。生活保護の場合。そうすると、終わりがないとそういう……

菊池 だから、ずっと続けるのは無理だと思うのですけれども、一定期間ね、に要すると思われる……

N氏 そうすると、ある一定所得、給与で所得、例えば最低生活費の9割ぐらいを出した人に勤労控除を多くするということですか。何らかでないと、そこで貯蓄分を増やせるかわりにどこかでじやないかと。

菊池 いや、勤労控除というか、今はとにかくほとんど……

N氏 ほとんどが収入に認定されていますね。

菊池 ただ、自立の助長という面からすると、それは必ずしもこれを働かないと。やはり生活保護の目的は自立助長ですから、ある程度幅を持って最低生活水準なりを考えてよいと思いますね。そうすると、何とか就労に向けて、ある程度働き始めたという場合にそれをが起こるようにしていくと。

八田 生活保護を受けながら働くというインセンティブ、意欲が少し高まるだろうけれども、でもおっしゃるのは、生活保護から抜けようという意味ですね。

N氏 抜けられるときが来るのかと。その就労認定をいつまでもしていると。

S氏 要否判定という考え方がある限りは、難しくなっちゃうよね。

○○ そうそう、いつまで経っても生活保護のままで。でも例えば、もっと今なんか勤労収入1ヶ月とか3ヶ月平均とか、どちらかで大体やっているのですよ。そうすると、1ヶ月ずつのだと収入見込みで保護費が足りない部分を出して、収入が見込みより多ければあとで返してもらったりしているのです。3ヶ月平均だと、返してもらったり、足りなかつたら追加支給しますというふうにやらないかわりに、平均値で出すのですが、それでやっていてせいぜい3ヶ月なんですよ。それを例えば前年の所得に合わせて年額で決めちゃうと。今年度の収入を。どんなに働いて上回っても、その今年度については保護は廃止しませんよ。だから働けば働くほど自分の自由になるお金が増えるという制度に例えまして、そしてそのかわり今年度が終わったところでは生活保護は終わりですというように、終わりが決まっていればそうやって自分のところに働いた分の収入が増えていくって、これが終わったあとの生活に余力がつくというふうになるのであればよいと思うのですが、その終わりがないと、いつまで経っても要否判定して……

菊池 そもそも保護費の未来永劫というのもあり得ないですね。

八田 でも、普通のネガティブ・インカムのだと、例えば例として、10万円なりで生活保護をして、だけれどもNさんがおっしゃったように働けば半分控除だとすると、10万円まで自分で稼ぐと15万円の手取りになる。20万稼ぐと、ちょうどトントンになっちゃって、もう生活保護は一切支給なしと。それで自分で20万円稼いだものは自分の手元に入ると。それで自然に普通の、そこから脱却していくと。そういう仕組みは考えられますね。それで、20万という額が非常に大きいのならば、さっきのホバティトラップを、例えば15万のところでつくるとしたら、それ以上は働いても全額取られていくけれども、その所得の区間が短いし、ないしは15万円まで働くという習慣がついていったら、結構自立させやすいのではないですか。

S氏 そういう考え方もあり得るね。だから半分手元に残って、仮に10万円生活保護がもらえる人が15万円までは働いたら半分が手元に戻るというふうな形になっていれば、そのあとちょっとホバティトラップが大きくて、それ以上働いても15万円のままという所得がしばらくあるとしても、随分今よりは働くインセンティブがあるのではないかと思いますね。

菊池 そう見ると、開始のときの要否判定というのがちょっと私も……

○○ だから開始なんかもやはりないというのが条件、仕事をしていてもそれは100%見てやるとかね。

== そういうことになるでしょうね。

○○ ただ、働き始めたら、今おっしゃったような方法にするということは、技術的には可能ですね。

== あるいは、所得が低い、12万円とか13万円の人にも、ある程度最初から部分的には

払うということになるかもしれないですね。

N氏 でも、たしかに現場にいると、働くと収入認定するとわかると「働きたくない」という人がいるんですよ。でもそこは「いや、違うんですよ」と言って、上乗せの基礎控除は少ないかもしれませんけれども、特別控除という年間のも合わせて、年額で言いますよ。「年額で言うとこんなに違うでしょう」というふうに説得すると「そうかな」なんて言ってちょっとがんばりますから、たしかにそのところが大きければ大きいほうが、勤労意欲は絶対湧きますね。

S氏 だから生活保護費というよりは、どちらかというと就職準備金、支度金ではないですけれども、例えば半年間でこれだけ給付しますよと。その間にこれだけ稼いだら、その時点できれいにそれを以降のものはなくしましょうというような形でもよいのかなと。その半年、先ほど何かの期間がありましたけれども、半年経った時点でもう1回評価をすると。あなたの仕事の状況を評価するということで、それでやはり仕事は難しい方になるかもしれないし、もうあと半年続ける人かもしれないし、今の時点で上回っていれば「じゃあいいね」という話になるかもしれないし、そういうやり方でも別にいいのかなと。年金というか、年金というよりはどちらかというと就職準備というか、そのような形で、毎月毎月1円単位まで計算して精算するというのには本当にばららしい話だとは思うのです、生活保護の ですね。

N氏 むしろこれから働いていく人は、収入って変動するわけじゃないですか。だから本来もうちょっと大づかみで所得保障はしてあって、その中でやりくりできるぐらいの力がないと、そのあと自立してから困ると思うんですね。だからやはりその準備期間として、どれくらいの期間かわかりませんけれども、先ほど先生方がおっしゃったようにうまく就労のために貯蓄できていくけるような制度は必要だと思いますね。

S氏 それとあと、開始のときに、今は試算を全て消費してからというか、それでないと受けられない。つまり身ぐるみ剥いでから生活保護を適用するという話になるわけで、そうすると今度は社会というか一般の生活に戻っていくときに、やはり余力がないのです。生命保険は取りあげられちゃったというので、また入るときに、今度は年をとっていたらもう入れないわけですね。あるいは、本来家はあったのにとか、資産があったのに、それを全部売られてしまって、これから長い間自分は6万、7万の家賃を払っていかなければいけないとか、そのようなことになってもいけないですから。

菊池 スタートは結構費用がかかりますよね。

S氏 ですから最初はやはりミーンズテストというのは、ある程度考え方直して、そこは抜きにしちゃって……

N氏 学資保険は保有させてほしいとか。何か目的的な貯蓄というのは絶対に認めるべきだと思うんですよ。ただ、認められる範囲というのが非常に難しいところはあると思うのです。

八田 トラストに入れてもいいわけですね。官でもってそこは信託にしちゃうと。そして脱却できたらまた戻すと。そうすると、生活の助けに使ったり 。

S氏 生活費には使わずに、要は子供の信託資金だとそのような目的的なものは、たしかにおっしゃるように信託をして、そのかわりそれが終わったときには、生活保護が終わったときにはそのまま戻すということであるべきだと思うんですが。でも、今年の国のブロック会議でそのようなことが話題になって、きっとみんなそういう意見を言うのかと思ったら、意外と他の低所得者世帯との均衡を言って、「いや、今の現行の生活保護制度でよいのだ」という方も結構多かったですね。

S氏 たぶん低所得者世帯の状況が悪い、厳しいからなんですよね。そうすると、それと比較しちゃうと逆に生活保護のほうがよくなっちゃうということになれば、やはり市民的な理解は得られないというか、そういう話になってしまって、なかなかそういう大胆な話はできないということにもなっていますよね。本当に低所得者世帯に対する対策を1つドンとやって、その中でさらに生活保護をどうするかというところがないと、なかなか理解は得られにくいのかなという気はしますね。

八田 は生活保護から回復して、また信託に預けた財産を使って新規生活できたらというのでなければ、そのときは月賦でもって、生活保護でご厄介になってお金を返しますという契約をしておくと。そうしたら理解も得られるかもしれない。

== 保護基準の引き下げとセットでやらないとね。

N氏 あともう1個、私は高齢者については土地家屋、これらは生活保護が終わったら国に戻すという、あれをやらない限り、結局ずっと扶養も何もしなかった子供たちが、遺産だけは相続するというのが現状なんですよ。土地家屋を持ちながら、高齢者が生活保護を受けるのは、それは私は当然だと思うのです。住み慣れた土地を手放す必要なんか全然ないし。ただ、その

かわり財産は出した保護費に見合って返還してもらうというのが当たり前じゃないかなと思いますね。

== 結局 市民の責任のようなところになるんですね。

== 武蔵野方式みたいな、あれは すけれども、そういうのも。

○○ 生活福祉基金で長期何とかというやつですね。

== 今、生活福祉基金はそれを始めましたけれども、リバースモーゲージね。でも、生活保護そのものでやってもよいのではないかと思いますけれども。

八田 もうちょっと高いレベルのリバースモーゲージをやる人は、それを勝手にやればよいけれどもね。

== それはそれでやればよいし、そうではなくて生活保護でよいという人は……

== それで、ある意味で生活保護レベルの支給を受けるのに不十分な資産額かもしれないけれども、 が小規模で。それよりも超えるなら、やるべきですね。

N氏 それで、土地とか家屋とか資産って価格変動するじゃないですか。それで下がろうが、もうしようがないじゃないですか。

八田 それは保険だからね。生命保険みたいなものでしょう。生命保険じゃない、年金みたいなものですね。

N氏 だからそうなれば、別に社会福祉協議会とかがやっているリバースモーゲージとは全然違うところの層をターゲットにすればよいと。

後藤 能力の調査なんかについてはどうのように見ていらっしゃいますか。親族の扶養義務とかは。

S氏 これもいろいろ意見があるんじゃないかな（笑）。私はしなくてもよいと思っている立場です。

後藤 全然ですか。

S氏 全然じゃありません、基本的に未成熟の子に対する親の問題がありますので、離婚した場合の配偶者に対する扶養義務者というのは、子の父なり母に対する扶養義務というのはやはり負うべき部分はあると思いますから、そこはあるとしても、あとは私は基本的には、そのほかについては特に必要はないと思っています。老人が自分の子に対する、反対か、子供が親に対する、老親に対する扶養とかですね。

N氏 それも先ほどの資産が関係して、資産はちゃんと国が全部最終的には、その方が亡くなったらもらうということが前提にあれば、私は子供に対して扶養照会をしなくともよいのですが、現行制度のようにその人の遺産は子供が引き継ぐとなっていると、ちょっと気になる関係の親子もあるかなと。

S氏 でも、それで扶養義務を抑制するというか、生活保護を抑制するということはあってはいけないだろうし、そこは相続との関係もあるかもしれないけれども。

W氏 あと、それが未成年の子の親に対してはやはり私も扶養義務が、もともと義務があるのだから、そこは調査すべきだと思うのですが、調査しても結局生活保護の場合「できません」という回答が来たときに強制力がないんですよね。裁判で調停したって、払わなければそれ以上追えなくなったりしているのが現実じゃないですか。だから本当は別れた子の親からは、税金でそういうのは相当額を全部引き上げてもらいたいですね。そうすれば、扶養照会とかいちいち個別にやらずに済むような制度が整えば、扶養照会なんか一切しなくてもよいわけですから。

S氏 子供と父親の関係で言えば、やはりある程度民法の中で整理してもらいたいというのにはありますね。家裁で調停するときに、今はなかなか強制力がない部分があるじゃないですか。調停で「養育費を出す」と言っても、そのあと出せなくなっちゃったらそれでお終いというような現状もありますから、やはりそうではなくて、今税金という話が出ましたけれども、何らかの形で、その人に資産能力があれば、収入とかちゃんと能力があれば、それに応じた形で扶養が取れるような社会的仕組みみたいなものがあったほうがよいだろうなと思います。ただ、実際に中には仕事をしていないというか、できない人などもいらっしゃるでしょうから、そこからは取れないわけなので、それはまた別の次元で、税の中から出すとか、手当という形で出すのかもしれませんけれども、やはりある程度何らかの仕組みが必要になるのではないかと。生活保護でないところでの仕組みづくりが必要なのではないかと思いますけれどもね。

W氏 もうあれですね、扶養調査にかかる今の資産調査の部分を見ているんですけども、やはりそこに親が資産があるのかどうかというのは、またそこで戸籍を追っていったり、その登記簿を取ったり、いろいろな部分で、どこまで調査するかというのが非常にあると思うんですね。あと、預貯金調査なんかもあれだと思うんですけれども、結局今保護になって、いろ

いろいろ調査が入るわけすけれども、ではそこで隠していたらわからないというのが一部いろいろな調査の中で、土地家屋についても、親が持っていたとしても、その中で本人から「親がいろいろ土地持ちだ、家持ちだ」なんていう話がなければ、そういう土地を持っているとか持っていないとかいうことをどこまで把握して、やるのであれば本当に徹底してその人の資産なり何なりを調査してやるとしたら、莫大な時間と費用がかかってくると思うのです。ではそこでどこまでやるか、そこをいろいろな調査をしてくるようなので、当然今銀行なんか……

——テープ反転——

……というところですら回答が来ないですから、ではどこまでその生活歴とか実態歴とか、どうしているか、どうして……

——中断——

……福祉事務所が本当にそういうあれをきちんとやっていくのであれば、全部を調査する権限が福祉事務所になければ、やはりどこか抜けてしまうと思いますね。扶養調査もその中で、ではどこどこまで、何かをやれば自動的に出てくるのであれば、またその調査のやりようとかも「どこまでやるの」というのもあると思うのですけれども、実際的にはそういう当たりを、刑事じゃないですけれども、当たりをつけて「怪しいな」と思ったらやるとかやらないとか、何かそういうところも……

菊池 納税者番号がきちんと揃っていて、そしてしかるべきところに、財務省なら財務省に照会すればきちんとわかるというふうにするべきでしょうね。それから扶養に関するも、家裁で決定したときに、誰がどれだけの許容があるというのが、できれば税務署のところまで行けばわかつて、確実に取れるようになりますよね。

後藤 基本的に考え方として、別れた夫が子供に対する養育費は負える限りは負うとしても、子供が親をどこまで見なければならないのか。兄弟姉妹なのか、親族6親等とか、そのあたりをむしろ世帯としては別に考えて……

S氏 私はいわゆる生活保持義務関係者に限ってよいのかなと思っていますけれども。だから、扶助義務関係にある方については別に負う必要はないのではないかと。それはあくまでもできる範囲内でしてくださいという話で、できなければ別にできないでよいわけなので、私はできるだけ限定的に扶養義務をとらえるべきではないかと思っていますけれども。

菊池 民法的に言えば、そちらのほうが通説だと思いますけれども。

S氏 生活保護が異常なんだよ（笑）、そうじやないか。

菊池 要するに、生活保護にはほとんど重要なことが書いていないじゃないですか。民法にも「？」としか書いていないわけで、そこを行政解釈してやったんですよね。  
と思いますけれども。

S氏 一応厚生省の監査で、昔から従来「兄弟ぐらいの3親等まではしなさいよ」ということでずっと指導があって、うちの県なんかもそれに倣っているのですが、兄弟がやる必要性つて本当に全然ないんじゃないかなと思いますね。

後藤 でも実際に兄弟の方とかに、ずっと音信不通だった人のことを言って、払ってくれる場合とかあるんですか。でも、またそれで拒否してしまう場合とか。「あなたには裕福なお兄さんがいるでしょう」とか言って。

S氏 ほとんどの場合はまずしてくれないですね。もうすでにしてくれている人は、その後も継続してくれている方はいらっしゃいますが、新たにというのは非常にまれですね。

W氏 結構問い合わせると「自分の住所は絶対この人には明かさないでくれ」なんていう回答が返ってくることもありますからね。

N氏 いますよね、兄弟でそういう方はね。

後藤 やはり開始の時点のハードルをもう少し緩やかにしつつ、ちゃんと出していくような仕組みをつくっていかないと……

S氏 たぶんちゃんと出でていける仕組みが整えば、開始のハードルももう少し、開始のハードルはたぶん、法律はそんなに高く書いていないはずなんですよ。窓口で勝手に高くしているんだと思うのです、抑制している。

後藤 それは、出ていかない方が心配で。

S氏 いかないことがそうさせている部分も中にはある、全部ではないと思うのですが、あるのではないかと思います。

菊池 生活保護法第4条の捕捉性の原理というのがありますけれども、そこをどう考えるかで随分この法律は変わってくるのだろうなと思いますけれども。例えば、本当にがんじがらめできつく考へるのか、それともやはりないものはないのだし、使えないものは使えないのだしというような、少し緩めに考へていくのかでは、全然考へ方が変わってくると思います。それで保障できる方々の幅も随分変わってくるのかなという気はしますけれども。

阿部 県としては、生活保護費を抑制するというようなプレッシャーはやはりかかるくるのですか、生活保護に対して。

S氏 どうなんですかね。議会ではあまり問題になりませんけど。

W氏 うちは問題になっていないですね。

S氏 一頃、国では水際でどうのこうのという話があつて、いろいろ抑制するような雰囲気がありましたけれども……

N氏 自治体の財政状況とそのあたりって、うちの県所管でも抑制まではしておりませんが、たしかに財政状況の厳しい市においては補正のときにかなり強くいろいろ言われるというので、ナーバスになっている自治体もありますから、費用負担は4分の1ですけれども、自治体にありますよね。そこの財政状況も大きく影響すると思います。

後藤 さつきのT市のというのは……

N氏 ドキッ(笑)。

S氏 T市は、ホームレスの方を宿所に入れているものですから、入れてそれで上がっちゃっているものですから、いわゆるNPOの行っている第2種社会事業に対して県の対応をどうするんだということで、今は全部それを市の費用負担にしてもらっているんですね、4分の1については。それを県で持てと、いわゆる県費負担という形にしろということを要望は上がっていますね。

N氏 もともとT市は厳しかったんですよ。補正の時期に、2、3年前ぐらいから、T市では生活保護費のことを民生費と言うのですけれども、「民生費も聖域ではない」と言われ続けていたみたいですが、それでも必要なものは必要だということで担当課ががんばっていたらしいんですけども、さすがにホームレスの宿所の件は、地元のホームレスはほとんどいなかつたんですよ。全部他県のほうからの方ばかりなので、それで今かなり問題になって。

W氏 ちゃんと介護保険施設に入るのであれば、それは前に強制していたので「ほら見なさい」ということになりますものね。

○○ そうですね、ゼンジュウ にありますからね、特例がありますけれども。

勝又 ホームレスの方がドッと何とか村に何十人と入ってきたおかげで、その4分の1は何も関係のなかったその村、市が負わなければいけないというのは、そういうところで何か要望とかはされるのですか。それはやはり国が見てくれるのですか。

○○ いえ、一応「県で見てくれ」と。国は4分の3を見ているので、あとは県で、それはこの中に73条で「居住地のない方については県が負担しなさい」ということになっているので、それと同じ扱いにしなさいと。もともとホームレスで居住地がなかった方なので、あとは県で見てくれないかという話ですね。

S氏 でも、うちの県も厳しいですから、できれば国でそういうかかりを、4分の4で(笑)。

勝又 その施設をつくるに関しては、T市の周辺では住民の反対運動はなかったのですか。

S氏 特にはなかったみたいですね。一応住民説明をしたみたいですが、大きな反対には遭わずに。

後藤 うつかりしたということですね。

S氏 新しく建てたものなんですけれども、地元の人の土地とか建物みたいで、そのへんをうまくやられたみたいです。

N氏 知らないみたいですが。

○○ 実態がわかっていないところもあったんですね。

八田 逆に言うと、それは国が5分の5だか4分の4全部払う上に、何かのし紙をつけて、ボーナスをつけたら、そういうところが結構「やってもいい」というふうに言う可能性はありますよね。

S氏 財政的な負担がなければですね。あとそれに、人でもつけてくれれば。

八田 ケースワーカーさんでもね。

S氏 人の手当までしてくれれば、文句は言わないかもしませんけれども。

八田 しかし、そこへ移ったホームレスは仕事は何もないんじゃないですか。だから、何かただ「隔離した」という感じじゃないですか。

S氏 そこが嫌になって出て、そのまま違うところでまた、同じ市内でホームレスをすると

かいう話になっちゃうとか。

== 施設にいるよりは、ホームレスをやっていたほうが……

S氏 一人でやっていたほうが気が楽だということで。そういうことで、ホームレスが増えている地域は県内に結構ありますね。

後藤 時間が4時を過ぎてしまったんですが、まだ聞きたいこともあるもので、あと10分ぐらいよろしいでしょうか。

○○ はい。

後藤 最初の水準の話とも関わると思うのですが、かなりやはりライフスタイル、生活様式が全体的に している、それで例えば子供たちをめぐる状況も、少しずつ環境も変わっている。多くの できないと思っていたりする、そのような中で、それともう一つは、先ほど のお話のところで、同じその他世帯、あるいは母子世帯と言っても、そこではかなりいろいろパターン、ケースが、非常に人的コミュニケーションが難しい、あるいはもう治りにくい生活習慣を持ってしまっている、そういう人たちと、そうではなくて、本当にちょっと一押ししてあげれば、年金なんかの制度をちょっと変えてあげれば、給付金の仕組みを変えてあげれば働きに出られるような人もいる。そういういろんなことを考えたときに、生活保護というひとくくりではなくて、何かもうちょっと中身を細かく見て、ケースに応じたような生活保護、扶助のあり方と言いますか、年金部分も含めて、それからケースワーカー 、それから就労の支援とか、中身もケースに応じてきめ細かくしていく。それから、受給を開始するときに、どんな方法があるか、もうちょっとケースを細かく、何かそのあたりを少しお話を聞きして、改善する余地が、常にではないのですけれども、考えていきたいなというふうに思っているのですけれども。

N氏 例えば高齢者なんかで、もう今後自立の見込みがない方がほとんどですよね。自立とか、働くのは。この人たちに適用する生活保護法みたいなものでも、それはもう所得保障で年金みたいな形で、自分の年間の収入額を年に1回届ければそれで保障されて、あとは全然、福祉事務所でやる必要性もないのではないかと思うのです。社会保険事務局とかでやってもらってもよいような気がするのです。

そうではなくて、これから変動がある世帯については、これが生活保護法で全部やってよいのかどうかはちょっとわからないのですけれども、そのところは現行の生活保護法のようなものでやっていくというのが1つかなと思いますね。だからもうはつきり分けてしまってよいような気がします。今はどれもこれも生活保護法でやっていて、自立の見込みがない人もケースワーカーが担当 を持つて訪問したりしていますけれども、その必要性はないのかなという気がします。

S氏 うちの今年度基本方針なんかは、もう やめようかというのがあったんですけども、結局今生活保護というのが、何か福祉法でありながら社会保障制度の中でもやはり最後の位置づけと、落層者をとにかく生活保護でという形があるわけですね。実態として、今Nが言っていたみたいに、それこそ極端な話、この間法務省のあれで、拉致被害者も結局何か困ったことがあれば、何か法制度をするのかと言ったら、森山法務大臣が「生活保護制度とかそういうものを利用して」というような話があって、結局今現場のワーカーなんか、何が何でも、DV も落ちてきたら生活保護、またホームレスも生活保護と、いろんな法の枠組みの中で、生活保護という枠でとらえられるものと、別の法律で社会保障制度をどう位置づけて、そこに中に生活保護が今後どう位置づけられていくのかなというのが、ちょっとあまりよく見えていない。そのほかに、いろいろな社会問題が頻発してしまっているというのがありますので、結局そちらで耐えられないから、ではとりあえず生活保護、生活保護という形で、法が何でも整理されてしまっているような気がします。

では、本当は社会保障制度がきちんとされていけば、本来であれば生活保護受給者が減っていくはずであったのに、新しい法制度が、介護保険にしろ、結局その法ができたが故に、また新たな生活保護の潜在者、もちろんそういう中で確保されなければならなかつた人が発見されるということでのメリットはあると思いますけれども、では結局いろんな法はとりあえず体系的につくりましょう。だけどやっぱり最後の砦は生活保護ですよという形になってしまっているので、ある意味で生活保護制度で賄うべき部分と、また別の部分で賄うべき部分と、そのへんをちょっと、今Nが言った、例えば高齢者は高齢者でどうなのかというところでの手段で何かやっていかないと、結局現場はいっぱい、アップアップしてしまって、また今度法が出てきて、生活保護で対応するのかよというイメージを蓄積されて、あれかなという感じがあるので。

後藤 そうすると、扶助別でいくと、今は何が必要なのかということで言うと、高齢者なんかは生活扶助で……

S氏 医療扶助じゃないですか。

後藤 医療扶助ですね。でも、もしも医療扶助が……

S氏 でも、医療扶助もできれば国民健康保険に入らせてももらいたいですね。

N氏 そうですね、生活扶助のほうも年金で、それで国民健康保険に入れれば、医療費の自己負担分だけを生活扶助に上乗せすれば、なにも医療扶助は必要ないと思うのです。

菊池 それは介護保険方式ですよ。

S氏 そうです。

菊池 だからそれ、この前法務課の人と電話したんですけども、そうすると結局自立的な経費がまったく医療扶助的な、扶養に対して、あるいはほかの被保険者は、要は保険料相当、あるいは一時負担金分を払うという形での参加というような形で、結局保険料相当分も一時負担金も扶助されているということになると、何の、これは医療費削減という部分もありますけれども、要するにどれだけ使っても痛まないわけですね。

S氏 それは医療扶助の話ですよね。

菊池 国保と言ったら国保という社会保険制度の原点からすると、やはり拠出と負担というあればあるから、そこを何らかの仕掛けをしないとね。例えば、その都度償還払いとか。

N氏 払える能力のある人は、そういう給付と負担の関係をつけたらよいけれども、能力のない人には何らかの、もしこれがなかつたら医療扶助みたいなことをやらなければいけないわけでしょう。そうすると、全然同じことじゃないですか。

S氏 だから国民保険のうち、ここは給付と負担を結びつけたもので見なさい、そういう役割も与えると。だって、保険料は免除みたいな話ですからね。

S氏 保険のほうにもう少し、いわゆる法の負担的な理論を入れちゃってもいいんじゃないかなと思いますね。負担できる人は負担していただいていると思うんですけれども、負担できない人はやはり負担できないのだから、そこは応益ではなくて応能負担という形で。

八田 でしょう。いつもそれでいいこうと言って、一番の問題はやはり国民年金だと思いますね。それは若いときに強制的に払わせる仕組みでなければダメで、若いときに貧乏だった人は免除してやってよいけれども、払えるのに払わなかつたら、そのときには牢獄に入る措置がなければダメです。そうでなくて、あとで「生活保護を払わないよ」というのは全然本末転倒だと思いますね。

N氏 今、国民年金も自分で払うじゃないですか。あれはやっぱり税で、源泉でやっていく、それをやっていけば国民年金の自営業の人も……

八田 どっちみち固定の額なんだからね。あれは保険制度でないとかあるとかいう議論はもうおかしいと思います。どっちみち、ランプサムで取ろうという話だから。そのかわり、ランプサムで税金で取るか、今はランプサムで税金で取っているわけだけれども。

N氏 今だって申請免除の方式があるのだから、要は負担できない人はしなくてよいようになっているので。

八田 ただ、申請免除したときに、あとで給付が出ないわけでしょう。

N氏 それが問題ですよね。それはちゃんと期間に入れてもらって、300月入ったらちゃんとそれは満額出すと。

八田 そうしたら、随分の数が生活保護から外れていけるわけです。

S氏 しかも、生活保護よりちょっと高い給付水準にしていただくと。

八田 少なくとも、資産はずつと持っていますから。家とか何かはね。

○○ 年金財源の問題はありますけれどもね。

== それはちょっと……

後藤 高齢者の世帯に関してはそういう方法があると。今度は高齢者ではないその他世帯に関しては、まずは就職、人的のようなものにするような形の何らかの援助……

N氏 経済的補填ですよね。準備金でなくても、その収入認定のしかたでもよいし。

S氏 そうですね、おっしゃるとおり、今は老人から何から何まで同じ制度の中でやっているわけで、それをやはり対象者別にある程度類型化の中で、例えば手当みたいな、公的扶助の手当というか、そういう形で支給していくという。老人なら老人で、年金制度はなかなか適用できなかつた人については、そういう手当みたいなところで補填する。年金制度との整合性は取らなければいけないかもしれませんけれども。それで障害なら障害で、やはり年金との関係を見る。障害年金との関係もあるかもしれませんので、やはり手当みたいな形を。

N氏 今あるそれぞれの福祉各法がきちんとケースワーク業務をすれば、すでに生活保護のところは金錢的な経済保障でよいと思うのです。例えば母子だったら母子福祉法で婦人相談員、母子相談員がいるのですから、そこはもっと人を手当しなければいけないと思うのですけれど